

令和4年4月 工事請負契約約款の改正について (社会保険等の未加入対策等)

令和4年4月1日以降に公告その他の申込みの誘引が行われる工事の案件から、工事請負契約における約款を改正します。改正内容は、次のとおりです。

建設業者の社会保険等未加入対策の強化について

これまで一次下請業者について社会保険等に未加入の業者との下請契約を禁止し、建設工事の発注者として、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の未加入対策に取り組んできました。

建設業者の社会保険等への加入を更に促進するため、本市が発注する全ての建設工事については、元請業者に対し、社会保険等に未加入の業者（関係法令により適用除外とされている者は除く。）との二次以下の下請契約を禁止します。（第7条の2関係）

法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出について

建設業者の社会保険等への加入を一層促進していくためには、必要な法定福利費（現場労働者に係る雇用保険、健康保険及び厚生年金の保険料の事業主負担分）が工事ごとの請負代金の中で適切に確保される必要があることから、受注者に法定福利費を内訳明示した「請負代金内訳書」の提出を義務付けます。（第3条関係）

下請届の廃止について

公共工事（下請契約を締結する場合に限る。）においては、受注者は、入札契約適正化法等に基づき施工体制台帳の写しを発注者に事前に提出することが義務付けられており、発注者は施工体制図及び施工体制台帳の写しにより下請負の内容が確認できることから、下請負に関する事前の届出の規定を廃止し、特に必要と認める場合に下請負に関する通知を求めることとします。（第7条関係）